

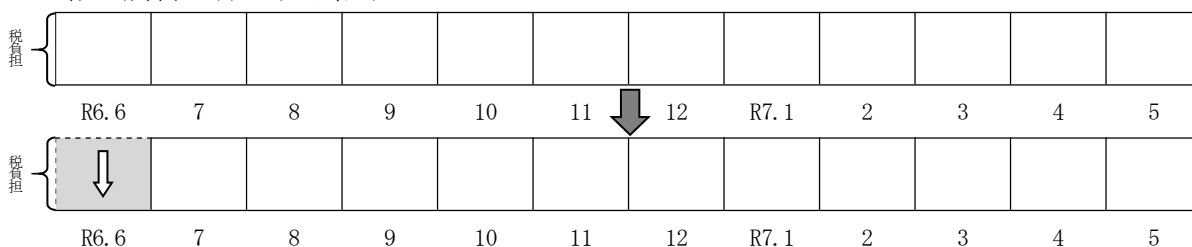
高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1 個人市民税関係

(1) 個人市民税の特別税額控除の実施

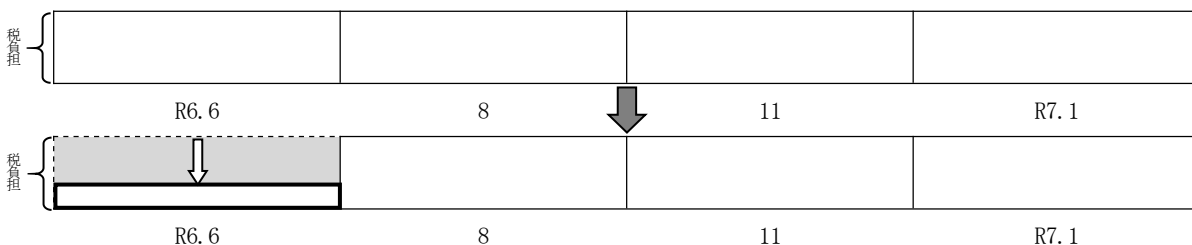
- ・納税義務者及びその同一生計配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万円(所得税は令和6年分を1人あたり3万円)を住民税の所得割額から控除する。なお、合計所得金額1,805万円超(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当)の高額所得者については対象外。また、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は令和7年度に控除する。

<給与所得に係る特別徴収>



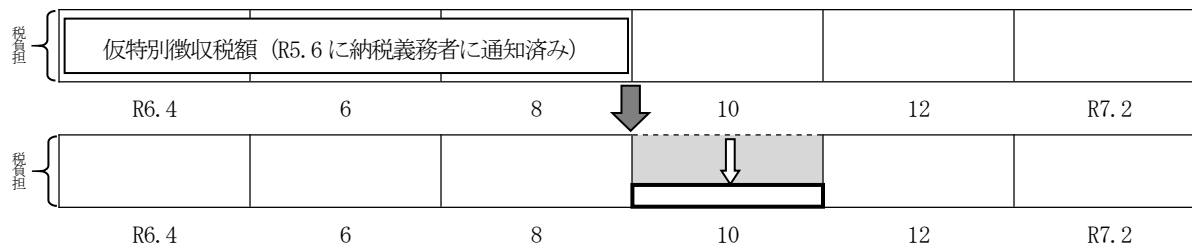
※令和6年6月分は徴収せず「定額減税「後」の税額」を7月分以降の11か月で均す。

<事業所得者等の普通徴収>



※「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除。

<公的年金等の所得に係る特別徴収>



※「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

[付則第8条の7、付則第8条の8、付則第8条の9、付則第8条の10]

## (2) 特別税額控除の適用

- ・特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含めて算出する。

[付則第9条、付則第10条の2、付則第10条の3、付則第11条、付則第12条、付則第12条の2、付則第12条の3、付則第12条の4、付則第12条の5]

## 2 固定資産税関係

### (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置

- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する出力が10,000kW以上20,000kW未満のバイオマス発電設備のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、課税標準の特例割合を参酌基準と同じ7分の6（わがまち特例）とする。

※法で定める基準：7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下

[付則第15条の3]

### (2) 固定資産税（土地）の負担調整措置等の継続

- ・宅地等及び農地に対する負担調整措置を現行のとおり継続する。
- ・評価額の据置年度において、価格の下落修正を行う措置を現行のとおり継続する。

※都市計画税も同様

[付則第15条、付則第15条の2、付則第16条、付則第17条、付則第17条の3、付則第19条、付則第22条、付則第23条、付則第25条の3]

## 3 減免事由に該当することが明らかな場合の職権による減免

- ・地方税（市民税・固定資産税・特別土地保有税）の減免措置について、大規模災害があった際、被災地においては災害減免の適用があることが明らかな場合であっても、現在の規定では、減免の適用を受けようとする者は申告書を提出しなければならないこととなるため、職権による減免を可能とするもの。

[第57条、第78条、第152条の3]